第143号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31年足立区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の25」を「100分の40」に改める。 別表議員の項中「61万9,000円」を「61万5,000円」 に改める。

第2条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の40」を「100分の25」に、「100分の165」を「100分の175」に、「100分の175」を「1 00分の180」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(提案理由)

議員の議員報酬及び期末手当の額を改定する必要があるので、この条 例案を提出いたします。